

議案第 37 号

慣行の取り扱いについて

慣行の取り扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 26 日提出





二本松・東北達地方合併協議会  
会 長 三 保 恵 一

協定項目 2 2	慣行の取り扱いについて
<p>慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いため、地域の特性、個性などに十分配慮しながら新市の一体性の確保の観点に立って制定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市章、市の花・木・鳥については、合併時までに公募して新たに制定する。</li><li>2 市民憲章については、合併後新市において検討する。</li><li>3 市民の歌については、合併後新市において検討する。</li><li>4 名誉市民制度については、合併後新たな制度を創設する。</li><li>5 表彰制度については、合併後新市において検討する。</li></ol>	

平成 16 年 月 日確認

## 二本松・東北達地方合併協議会の調整方針

協 定 項 目	慣行の取り扱いについて	協 定 細 目	
調 整 の 方 針	1 市章、市の花・木・鳥については、合併時までに公募して新たに制定する。 2 市民憲章については、合併後新市において検討する。 3 市民の歌については、合併後新市において検討する。 4 名誉市民制度については、合併後新たな制度を創設する。 5 表彰制度については、合併後新市において検討する。		

		現 況				具 体 的 な 調 整 方 法
事 務 事 業 名	二 本 松 市	安 達 町	岩 代 町	東 和 町		
1 市町章、 市町の花・木・鳥	  【説明】 2本の松葉の組み合わせによって市名をあらわし、協和融合の市政と産業の発展を念じ、歴史と観光の市の前途を象徴したもの。	  【説明】 安達の「安」を図案化した。丸をテーマにしたのは「円滑」を表わし、「安」の部分中央は「前進」、左右上部に突出の線は「はばたき」、併せて安達町のたゆまない「躍進」を意味する。	  【説明】 岩代町の「イ」を図案化したもので、円は町の一致団結協力する姿をあらわし、斜線はその融和を中心として無限の発展を象徴する。	  【説明】 東和町の町名を図案化して、新しい創意のもとに、とうわ（輪）をそれぞれ組み合せた。「と」は跳躍する鳥を形どり、無限の発展を象徴した。「う」は頂点部で山をあらわし、底力のあるがんばりを見せる。「わ」は二つの図案した文字を、さらに輪で囲み町の一致団結協力する姿を表現した。	市章、市の花・木・鳥については、合併時までに公募して新たに制定する。	
市・町の花、木、鳥	・市の花      き く ・市の木      さくら ・市の鳥      うぐいす	・町の花      ゆきやなぎ ・町の木      まゆみ ・町の鳥      うぐいす	・町の花      つつじ ・町の木      まつ・すぎ ・町の鳥      うぐいす	・町の花      山つつじ ・町の木      す ぎ ・町の鳥      き じ		

## 二本松・東北達地方合併協議会の調整方針

協 定 項 目	慣行の取り扱いについて	協 定 細 目			
	現	況			具 体 的 な 調 整 方 法
事 務 事 業 名	二 本 松 市	安 達 町	岩 代 町	東 和 町	
2 市・町民憲章	<p>1 詩情のゆたかなまち二本松 緑と青い空のある美しい環境 をつくりまします。</p> <p>2 知性の光るまち二本松 教育と伝統を重んじ、清新な 文化をきずきます。</p> <p>3 若さのみなぎるまち二本松 働くことに誇りをもち、未来 をひらく産業を育てます。</p> <p>4 明るい希望のまち二本松 たくましくすこやかな市民と なり、対話と助け合いの輪を ひろげます。</p> <p>5 あたたかい心のまち二本松 公德心を高め、訪れる人を親 切にむかえます。</p>	<p>1 自然を愛し、調和のある美し い町をつくりまします。</p> <p>1 心身の健康と安全をはかり、 明るい町をつくりまします。</p> <p>1 仕事に励み、のびゆく豊かな 町をつくりまします。</p> <p>1 教養を深め、誇りある文化の 町をつくりまします。</p> <p>1 日常のふれあいを大切にし、 住みよい町をつくりまします。</p>	<p>1 自然を愛する岩代 みどりと花に小鳥さえずるき れいな町に</p> <p>1 活気みなぎる岩代 産業をおこし仕事に励み豊か な町に</p> <p>1 文化を高める岩代 伝統を生かし創造性を培う町 に</p> <p>1 若さあふれる岩代 スポーツに親しみ心身ともに 健康な町に</p> <p>1 助け合う岩代 きまりを守り思いやりある明 るい家庭と町に</p>	<p>1 自然を愛し、調和のある、 美しい町をつくりまします。</p> <p>1 きまりを守り、親切な、明 るい町をつくりまします。</p> <p>1 産業を興し、健康で、活力 ある町をつくりまします。</p> <p>1 互いに助け合い、心ゆたか な、住みよい町をつくりまし ょう。</p> <p>1 知性を養い、誇りある、文 化の町をつくりまします。</p>	<p>市民憲章については、合併後新市におい て検討する。</p>
3 市・町民の歌	<p>・二本松市民の歌 昭和40年4月制定</p>	-	-	<p>・東和町民の歌 平成4年2月制定</p>	<p>市民の歌については、合併後新市におい て検討する。</p>

## 二本松・東北達地方合併協議会の調整方針

協 定 項 目	慣行の取り扱いについて			協 定 細 目	
	現		況		
事 務 事 業 名	二 本 松 市	安 達 町	岩 代 町	東 和 町	具 体 的 な 調 整 方 法
4 名誉市・町民制度	<p>市に居住する者又は市に縁故の深い者で、広く社会文化の興隆又は公共の福祉の増進に尽くし、その功績が卓越し、市民が郷土の誇りとして深く尊敬するものに対し、二本松市名誉市民の称号を贈り、その功績をたたえる。</p>	-	<p>町の政治経済、社会文化の興隆に尽力し、町民が郷土の誇りとして深く尊敬に値し、その功績が顕著である岩代町住民及び岩代町に縁故の深い者を、岩代町名誉町民に推戴し、その功績と栄誉を讃え、もって町民の社会文化興隆に対する意欲の高揚をはかる。</p>	<p>町の発展に著しい功績があり、町民の誇りとしてひとしく敬愛を受ける者に対し、東和町名誉町民の称号を贈り、これを顕彰する。</p> <p>一 地方自治の発達、社会福祉の向上、経済の発展、学術又は文化の振興その他町民の福利の増進に広く貢献し、その功績が卓越していること</p> <p>二 町に居住する者又は深い縁故を有している者であること</p>	<p>名誉市民制度については、合併後新たな制度を創設する。</p>
5 表彰制度	<p>【市政功労者表彰】</p> <p>市長在職8年以上 市議会議長、副議長8年以上 助役、収入役、教育長12年以上 市議会議員12年以上 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員12年以上 民生委員12年以上 区長、町内会長12年以上 納税貯蓄組合長12年以上 農事組合長12年以上 消防団員20年以上 市立学校長10年以上 市職員30年以上かつ課長相当職以上10年以上 公益のため多額の私財寄附者 上記のほか、特に市の振興発展に功労があり、市長が表彰することを適当と認めたる者</p>	<p>【特別功労表彰】</p> <p>町長在職8年以上 町議会議員、助役、収入役12年以上 農業委員会委員及び任命について議会の同意を得て選任される各種委員15年以上 団体又は個人であって、町の公益又は発展に寄与し、功労特に顕著な者及び多額の金品を本町に寄附した者 町の職員、その他これに準ずる者であって30年以上在職した者</p>	<p>【特別功労表彰】</p> <p>町長在職8年以上 町議会議員12年以上 農業委員会委員15年以上 団体又は個人で町の公益又は発展に寄与し、功労特に顕著な者 ・教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員16年以上。助役、収入役、教育長12年以上 ・国及び地方公共団体が任命又は委嘱する職20年以上在職した者。ただし、統計調査員にあつては、国勢調査6回以上委嘱された者 ・消防団員30年以上 ・上記のほか、町長が特に認定した団体又は個人</p>	<p>【特別功労表彰】</p> <p>町長在職8年以上 町議会議員12年以上 農業委員会委員15年以上 団体又は個人で町の公益又は発展に寄与し、功労特に顕著な者 ・国の栄典制度による褒賞勲章を授与された者 ・教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員16年以上。助役、収入役、教育長12年以上。 ・国及び公共団体が任命又は委嘱する職20年以上在職した者。ただし、統計調査員は国勢調査6回以上、消防団員は25年以上。 ・金品寄附（物品は見積額）団体500万円以上、個人200万円以上 ・上記のほか、町長が特に認定した団体又は個人</p>	<p>表彰制度については、合併後新市において検討する。</p>

## 二本松・東北達地方合併協議会の調整方針

協 定 項 目	慣行の取り扱いについて	協 定 細 目	
---------	-------------	---------	--

事務事業名	現 況		現 況		具体的な調整方法
	二 本 松 市	安 達 町	岩 代 町	東 和 町	
5 表彰制度	<p>【一般表彰】</p> <p>市長在職4年以上 市議会議長、副議長4年以上 助役、収入役、教育長6年以上 市議会議員6年以上 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員6年以上 民生委員6年以上 区長、町内会長6年以上 納税貯蓄組合長6年以上 農事組合長6年以上 消防団員10年以上 教育、学術、技芸、体育、文化の興隆に功労があった者 産業経済、社会福祉、保健衛生その他の功労者 人命救助者 災害時における住民財産の保護に尽力し、特にその功績が顕著である者 公益のための私財寄付者等 善行のあった者で、特に市民の模範である者</p>	<p>【功労表彰】</p> <p>町長在職4年以上 町議会議員、助役、収入役8年以上 農業委員会委員及び任命について議会の同意を得て選任される各種委員12年以上 団体又は個人であって、町の公益又は発展に対し寄与し、功労特に顕著な者 町の職員、その他これに準ずる者であって20年以上在職し、誠実勤勉職務に精励した者</p>	<p>【功労表彰】</p> <p>町長在職4年以上 町議会議員4年以上 農業委員会委員6年以上 団体又は個人で町の公益又は発展に寄与し、功労特に顕著な者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の同意で選任された各種委員で8年以上在職した者。ただし、固定資産評価審査委員会の委員及び財産区管理委員会委員は12年以上。助役、収入役、教育長は4年以上</li> <li>・国及び地方公共団体が任命又は委嘱する職にあつて10年以上在職した者。ただし、統計調査員にあつては、国勢調査4回以上委嘱された者</li> <li>・消防団員20年以上</li> <li>・産業経済、教育文化、社会その他において町の進行発展に尽くし特に功労顕著である団体又は個人</li> <li>・上記のほか、町長が特に認定した団体又は個人</li> </ul>	<p>【功労表彰】</p> <p>町長在職4年以上 町議会議員8年以上 農業委員会委員12年以上 団体又は個人で町の公益又は発展に寄与し、功労特に顕著な者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の同意で選任された各種委員で12年以上在職した者。ただし、固定資産評価審査委員、財産区管理委員会委員は16年以上。助役、収入役、教育長は8年以上</li> <li>・国及び公共団体が任命又は委嘱する職15年以上在職した者。ただし、統計調査員は国勢調査4回以上、消防団員は20年以上</li> <li>・産業経済、教育文化、社会その他において町の振興発展に尽くし、特に功労顕著である団体又は個人</li> <li>・金品寄附（物品は見積額）団体300万円以上、個人100万円以上</li> <li>・上記のほか、町長が特に認定した団体又は個人</li> </ul>	

## 二本松・東北達地方合併協議会の調整方針

協 定 項 目	慣行の取り扱いについて	協 定 細 目	
---------	-------------	---------	--

事 務 事 業 名	現 況			具 体 的 な 調 整 方 法	
	二 本 松 市	安 達 町	岩 代 町		東 和 町
5 表彰制度		<p>【善行表彰】</p> <p>団体又は個人であって、多年町の公益に関する事業に尽力し、又は公務に協力し功績顕著であって町民の模範となるべき者</p> <p>町の公益のため多額の金品を寄附し、又は奇特の行為のあった者</p> <p>非常災害に際し、特に功績が顕著であって衆人の儀表と認められる者</p> <p>上記のほか、町長において認定した者</p>	<p>【善行表彰】</p> <p>消防団員15年以上</p> <p>団体又は個人であって、多年町の公益に関する事業に尽力し又は公務に協力し、功績顕著であって町民の模範である者</p> <p>公益のため多額の金品を寄附し又は奇特の行為のあった者(金品の額は100万円以上。物品はその見積り額)</p> <p>非常災害に際し、特に功績が顕著であって衆人の模範と認められる者</p> <p>上記のほか、町長において認定した者</p>	<p>【善行表彰】</p> <p>団体又は個人で多年町の公益に関する事業に尽力し、又は公務を助力し成績顕著であって町民の模範となるべき者</p> <p>金品寄附(物品は見積額)50万円以上100万円未満</p> <p>非常災害に際し、特に功績が顕著であって衆人の儀表と認められる者</p> <p>上記のほか、町長において認定した者</p>	